

令和 2 年 8 月 1 日から松戸市の重度心身障害者医療費助成制度が変わります

松戸市では新たに令和 2 年 8 月 1 日から**精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者**の方が対象となります。

助成内容は、現行制度の対象者
(身体障害者、知的障害者) に対する内容と同じです。

対 象 者	対 象 医 療
(1)身体障害者手帳 1・2 級所持者 (2)療育手帳 A 所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	入院、通院の内、医療保険が適用される医療等 ※訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）も対象、入院の食事代は除く。

(1) 受給資格について

松戸市に住所を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の方で、受給資格認定の申請をされた方が受給者として認定されます。

ただし、65 歳以上で新たに手帳を取得した方は、制度の対象外となります。

また、子ども医療費の助成を受けている方、生活保護を受けている方、健康保険世帯を基準とした市民税所得割額が 235,000 円を超えている方（例外規定あり）も制度の対象外となります。

《 注 意 事 項 》

精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者には 2 年置きに有効期限があります。有効期限までに手帳が更新されないと、受給資格が喪失されるため、対象者の手帳の更新手続きの周知、啓発にご協力をお願いします。更新の結果、手帳が等級変更により 1 級でなくなった場合は、受給資格が喪失となりますので、お知らせいたします。また、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者は、外来通院において、自立支援医療（精神通院）の公費が優先されますので、その公費負担制度を使っていただく必要があります。

(2) 受給券の受給者番号と有効期限について

松戸市では本制度の受給資格を有する精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者には、5 から始まる番号で受給券を発行しております。窓口での受給券のご確認の際には、身体障害者、知的障害者と異なり、精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせて受給券の有効期限が早まっている場合がありますので、ご注意ください。

《 お問い合わせ先 》

〒271-8588 松戸市根本 387-5

松戸市役所 障害福祉課 給付班 重度医療担当

TEL 047-366-7348 FAX 047-366-7613